

平成 30 年 11 月

日本創傷外科学会評議員審査申請書について

一般社団法人日本創傷外科学会
理事長 山本 有平
評議員選考委員会委員長 清川 兼輔

一般社団法人日本創傷外科学会では定款施行細則第 1 条に基づき、評議員の公募をいたします。評議員候補者は下記内容をご確認の上、書類を整えご提出いただけますようお願い申し上げます。

1. 提出する書類

1) 評議員候補者審査申請書

2) 日本創傷外科学会評議員候補者推薦書 2部

※評議員 2 名から各 1 部ずつ（現評議員が同一年度に推薦できる新評議員は、2 名以内）

3) 日本創傷外科学会(第 6 回～第 10 回)における学会発表（共同演者も含む）を証明できる資料(表紙とプログラムまたは抄録部分)

4) 論文（イもしくはロどちらかでも可）

(イ)最近の 5 年以内で創傷関連における論文（原著、症例報告、総説、著書、分担執筆などを含む）の主著として掲載されたことを証明できる資料(表紙と論文 1 頁目)※1 編以上あること

(ロ)最近の 5 年以内で創傷関連における論文（原著、症例報告、総説、著書、分担執筆などを含む）の共著として掲載されたことを証明できる資料(表紙と論文 1 頁目)※3 編以上あること

5) 日本創傷外科学会専門医認定証のコピー 1 部

2. 書類提出期間

平成 30 年 11 月 15 日（木）～平成 31 年 1 月 15 日(火)※必着

3. 書類送付に際して

1) レターパック、簡易書留をご利用ください。

2) 申請書送付先

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12

新宿ラムダックスビル 9F

(株)春恒社内

一般社団法人 日本創傷外科学会

評議員選考委員会委員長 宛

一般社団法人日本創傷外科学会定款（抜粋）

（社員及び評議員資格）

第15条 評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法人法」という）に定める本法人の社員とする。社員は、評議員の任を解かれた時に退社するものとする。

2. 本法人には会員数の10%以内の評議員を置く。評議員は、細則の定めるところに従い正会員のなかから会員総会において選出される。
3. 評議員は理事会の諮問に応じて本法人の運営に関する重要事項を審議する。
4. 評議員の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし再任を妨げない。但し、68歳の定時会員総会日をもって、その任を解くものとする。

一般社団法人 日本創傷外科学会 定款施行細則（抜粋）

第1条 評議員になるための審査を希望するもの（以下評議員候補者）は、申請時に以下の資格を具備していなければならない。

- (1) 引続き5年以上本学会に在籍する68歳未満の正会員であること。
 - (2) 医師免許取得後10年以上であること。
 - (3) 創傷外科に関する十分な業績のあること。ただし、新規申請者については、最近5年間の業績を必要とする。
 - (4) 原則として同一施設同一診療科において2名を超えないこと。
 - (5) 正当な理由なく連続3年間社員総会を欠席したものは、次期の審査を受ける資格を喪失する。なお、委任状による出席は認めない。
2. 前各項の条件を備えない場合であっても、理事長が特に認めて推薦する場合は評議員に申請できるものとする。
 3. 評議員候補者は、評議員候補者審査申請書、評議員による推薦状、業績録および別刷（または複写）を評議員選考委員長（事務局あて）に提出しなければならない。ただし再任申請者については、推薦状、業績録および別刷の提出は不要とする。
 4. 平成25年度までに選任される評議員は定款施行細則第1条1項、2項で求められる資格および書類の提出は必要としない。
 5. 評議員候補者は、理事会、社員総会の承認を経て、その氏名が会員に公示される。その後に行われる会員総会において出席者の過半数の賛成により評議員として選出される。

【日本創傷外科学会評議員選出基準】

1. 最近の5年以内で日本創傷外科学会学術集会において学会発表が1回以上あること
2. 最近の5年以内で創傷関連における論文（原著、症例報告、総説、著書、分担執筆などを含む）の主著が1編以上あること、または共著が3編以上あること
3. 日本創傷外科学会専門医を取得していること
4. 評議員2名の推薦があること（なお、現評議員が同一年度に推薦できる新評議員は、2名以内とします）